

【令和2年8月以前に開業していた店舗用】店舗ごとの協力金計算書

法人名または 個人事業主名		店舗名	
------------------	--	-----	--

1. 令和元年8月または令和2年8月の1日あたり飲食業売上高（以下「算定基準売上高」）の計算方法

令和元年8月または令和2年8月の飲食業売上高のいずれか高い額（ア） ※

※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています

※災害の影響により上記期間の売上高が減っている場合は、平成30年8月の売上高を

（ア）とすることも可能です（罹災証明書等の提出が必要となります）

チェック

算定基準売上高は （ア）÷31日 = 円（1円未満の端数切り上げ）

（8月単月の売上高が把握できない場合）

令和元年分または令和2年分の確定申告の額（イ） 円

算定基準売上高は （イ）÷365日（令和2年分の場合は366日） = 円
（1円未満の端数切り上げ）

2. 店舗ごとの協力金計算方法

○売上高方式：中小企業と個人事業主の場合

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

A.算定基準売上高が8万3,333円以下の場合（飲食業売上高が確認できる書類は不要）

→ 1日あたりの協力金は2万5,000円。協力金交付額は 30万円 です（2万5,000円×12日）

B.算定基準売上高が8万3,333円超、25万円未満の場合

飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）

①1日あたりの協力金は算定基準売上高×0.3 = （ウ） 円

※千円未満の端数切り上げ。2万5,000円以下の場合Aの該当者です。

②店舗の協力金交付額は（ウ）×12日 = 円

C.算定基準売上高が25万円超の場合

飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）

→ 1日あたりの協力金は7万5,000円

→ 店舗の協力金交付額は 90万円 です（7万5,000円×12日）

○売上高減少額方式：大企業の場合（中小企業・個人事業主も選択可能）

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

D.算定基準売上高よりも令和3年8月の1日あたりの売上高が低い場合

飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）

①令和3年8月売上高 = （エ） ※

※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています

②（エ）÷31日 = （オ） 円（1円未満の端数切り上げ）

チェック

③算定基準売上高 - （オ） = （カ） 円

④（カ）×0.4 = （キ） 円（千円未満の端数切り上げ）

⑤算定基準売上高×0.3 = （ク） 円（千円未満の端数切り上げ）

⑥（キ）・（ク）・20万円のいずれか低い額（ケ） 円

⑦店舗の協力金交付額は（ケ）×12日 = 円